

会 議 録

会議の名称	第 3 回豊中市市民公益活動推進委員会		
開催日時	令和 7 年（2025 年）7 月 30 日（水）15 時 00 分～17 時 00 分		
開催場所	豊中市役所 第 1 庁舎 2 階 大会議室	公開の可否	☒ 可 ☐ 不可・一部不可
事務局	市民協働部 コミュニティ政策課	傍聴者数	1 人
公開しなかった理由			
出席者	委員	大島会長、山田副会長、上林委員、谷委員、中尾委員、本多委員、森島委員、三井委員、山本委員、河本委員	
	事務局	宮城部長、安井次長 （コミュニティ政策課）末次課長補佐、開発係長、三上主査、住田、田中(直)、西口 （地域連携課）本田課長、松本主幹、梅田係長	
議題	1. 令和 6 年度 市民公益活動推進施策の実施状況の評価について（審議） 2. 令和 6 年度 協働の取組状況調査結果について（報告） 3. その他		
審議等の概要 （主な発言要旨）	別紙のとおり		

令和 7 年度（2025 年度）第 3 回 豊中市市民公益活動推進委員会 議事概要

日 時 令和 7 年（2025 年）7 月 30 日（水）午後 3 時 00 分～午後 5 時 00 分
場 所 豊中市役所 第 1 庁舎 2 階 大会議室
出席委員 大島、山田、関、上林、谷、本多、森島、三井、山本、河本（敬称略）

議 事 概 要

1. 開会

開会宣言、会議成立の確認、本日の案件及び資料等の確認。

2. 議事内容

■ 案件 1 令和 6 年度 市民公益活動推進施策の実施状況の評価について

資料 1「市民公益活動推進施策の実施状況報告書第 1～7 章」及び資料 2「第 1 回市民公益活動推進委員会からの意見・要望一覧」をもとに説明

事務局から、資料 2 により、令和 7 年 5 月 23 日開催の「第 1 回市民公益活動推進委員会」での意見・要望内容の再確認を行った。

（会長）

事務局から説明のあった、第 1 回市民公益活動推進委員会の意見・要望の再確認について異議はありませんか。

－ 各委員 異議なし －

それでは、第 1 回市民公益活動推進委員会の審議において、「市民公益活動推進施策の実施状況報告書（案）」の第 4 章までを事務局から説明いただいたことから、本日は、この第 4 章の意見をいただきます。

（委員）

市民公益活動支援センターにおける実績は受託者からの報告をそのまま掲載しているのですか。

（事務局）

受託者から提出された実績報告書をもとに、市と受託者で内容を調整して掲載しています。また、成果や課題として、例えば「ちゃぶだい集会」等は、振返りをおこなったうえ、課題解決にむけた、今後の取り組みについて記載しました。

（会長）

続いて、第 5 章「推進体制の整備等（令和 6 年度）」について、事務局から説明して下さい。

（事務局）

～第5章の説明～

（会長）

ご意見があればお願いします。

（委員）

尼崎市と豊中市の協働推進の違いや参考になったことがあれば教えてください。

（事務局）

特に大きな差を感じた事項は、豊中市において重視している「協働事業市民提案制度」と同様の事業を尼崎市も有しているが、この制度において、行政からの課題提案（テーマ）の本数に大きな差を感じたところです。

この点については、本委員会からも、協働事業市民提案について、より積極的に取り組んでいくよう意見をいただいているところですので、尼崎市の手法も参考にしながら進めていきます。

（委員）

職員の育成を通じて、「協働事業市民提案制度」が促進すること期待している。

尼崎市の事例を紹介すると、高校生からの提案によりスケートボードパークが設置され、これに触発されて川西市でも動きだしています。

（委員）

他市では、協働に関する研修が豊中市みたいにうまくいっていないように感じます。

豊中市での職員研修の工夫等を教えてください。

（事務局）

豊中市ではすべての所属に「協働推進員」を1名配置している。この推進員を通じて、所属での「協働」の取り組みを進めているところです。この推進員に対しては、毎年「協働推進員研修」を実施している。この研修において、「協働事業市民提案に係る行政課題（テーマ）提案を積極的に行うよう伝えている。なお、令和6年度はNATS関連として、吹田市・尼崎市・西宮市の管理職を中心に、本市の「協働推進員研修」に参加していただいたところです。

（会長）

これで、第5章「推進体制の整備等（令和6年度）」についての審議を終わります。

続いて、第6章「地域自治推進の取組み（令和6年度）」についての審議を行います。

事務局から説明して下さい。

（事務局）

～第6章の説明～

（会長）

ご意見があればお願いします。

（委員）

自治会掲示板の設置基準等を教えてください。

（事務局）

自治会の申請により貸与しており、設置場所については、自治会の希望する場所としています。市が管理する公園や道路への設置を希望される場合は、地域連携課が当該場所の所管課と調整しています。

（委員）

校区再編により閉鎖される学校がありますが、旧校区の枠組みをどのように取り扱い、また、地域自治組織の設立についても、校区再編に対して、どのように対応するのですか。

（事務局）

地域住民にとって校区再編は大きな環境変化と認識しています。豊中市には公民分館制度があり、各小学校区に公民分館を設置していますが、校区再編では、旧校区の公民分館は解散し、新校区で新しい公民分館を設立するながれとなります。このことから、旧校区で行ってきた文化祭や体育祭などを引き継ぐ組織として地域自治組織を考えておられます。ここでの地域自治組織の設立・運営では旧公民分館の構成員にその担い手を期待しているところです。

校区再編がきっかけとなり、地域住民から地域自治組織の設立に関する問い合わせを多数いただきますが、それ以外の校区については、地域連携課から地域自治組織の設立に向けたはたらきかけを行っているところです。

（委員）

自治会がなくなっているところは、公民分館を核として地域自治組織の設立にむけて取組みをすすめることも方法のひとつであると考えます。

（委員）

「地域の大会議」と「地域自治組織交流会」の違いを教えてください。また、地域自治組織間の交流について教えてください。

（事務局）

まず、「地域の大会議」とは、地域自治組織が未設立の地域に対して開催しているもので、新たな人材の発掘や交流促進を図るワークショップの名称です。

次に「地域自治組織交流会」は年 1 回、地域自治組織の代表者及び役員が集まり、地域自治組織の運営にかかる情報交換や交流を図る場としています。

（委員）

担い手不足や高齢化等、皆が同じ課題を抱えている状況で、このような交流会を開催することは、ヒントやブレイクスルーが期待できると思われます。

（委員）

「地域づくり活動計画」は地域自治推進の取組みのどこに位置付けられていますか。

（事務局）

「地域づくり活動計画」は地域自治組織が設立されたのちマンネリ化を防ぐ目的もあり、中長期的ビジョンとして策定するものです。

現在、3校区のみの策定となっており、策定されていない校区にも働きかけを行っています。

（委員）

持続性の観点で非常に重要な取組みであると評価します。このことから、「地域づくり活動計画」の趣旨と位置づけについて実施状況報告書に記載することを要望します。

（事務局）

要望について検討いたします。

（委員）

校区の自主防災組織率は全体の4分の3です。一方、地域自治組織率は4分の1にとどまっており、ことについて、市はどのように評価していますか。

（事務局）

校区単位の自主防災組織は41校区中32校区で結成されています。一方、地域自治組織が組織化されているのは12校区となっています。

以前、校区自主防災会会長に地域自治組織について説明しましたが、積極的な展開はありませんでした。なお、校区自主防災会は危機管理課からの補助金が3万円であるのに対し、地域自治組織を設立すれば、毎年度250～260万円の交付金の中から事業費が分配されるので、防災資機材等の整備が充実しています。このような好事例を校区自主防災会に案内しましたが、地域自治組織の設立はハードルが高いと感じているようでした。

（委員）

校区自主防災の活動を進めるうえでは、ランニングコストが必要である。そのあたりの理解を進めていただくよう、働きかけて下さい。

（事務局）

危機管理課と連携し、働きかけます。

（委員）

「地域自治組織交流会」の主催者はどこですか。

（事務局）

地域連携課です。

（委員）

「地域自治組織交流会」に、市民公益活動支援センターは関わっていますか。

（事務局）

「地域自治組織交流会」は、市民公益活動支援センターは関わっていませんが、「地域の大会議」にはコーディネーターとして関わっていただいています。

（委員）

中間支援組織は様々な場面でコーディネーターやファシリテーターとして関わっています。このことによって、中間支援組織も全体像をつかむことができると感じています。

（会長）

これで、第6章「地域自治推進の取組み（令和6年度）」についての審議を終ります。続いて、第7章「市民公益活動推進委員会（令和6年度）」についての審議を行います。事務局から説明して下さい。

（事務局）

～第7章の説明～

（会長）

この章については、特に事実関係のみとなっておりますが、ご意見等がございましたらお願いします。

（委員）

～意見及び要望なし～

（会長）

それでは、委員の皆様からご意見をいただきましたので、事務局にてとりまとめてください。

「令和6年度 市民公益活動推進施策の実施状況の評価」の今後の取り扱いについて事務局から報告してください。

（事務局）

委員会意見を事務局で取りまとめた後、市の部局長級で構成する協働推進本部会議及び幹事会において市の調査・検討を行い、最終的には「市民公益活動推進施策の実施状況報告書」として市ホームページで公表します。

案件 2 令和 6 年度 協働の取組状況調査結果について（報告）

資料 3 「令和 6 年度豊中市協働の取組状況調査」

（会長）

案件 2 令和 6 年度協働の取組状況調査結果について事務局から説明して下さい。

（事務局）

～令和 6 年度協働の取組状況調査結果の説明～

（委員）

協働の取組状況調査結果は大阪府に報告していましたが、現在でも報告しているのですか。

（事務局）

大阪府の照会内容と全く同じではないのですが、項目がほとんど同じため、若干の修正を行い報告しています。

（委員）

大阪府の調査目的を教えてください。

（事務局）

府下の市町村の回答を取りまとめたものを、市町村に情報提供しています。

察するところ、ユニークな協働の内容であったり協働のトレンドを把握してもらうために、府下の市町村の協働の取組みに役立てることを目的にしていると推察されます。

（委員）

どのような社会づくりのために協働の取組状況調査が活用され、大阪府としてどのような方向性を持っているのかを教えてください。

（事務局）

大阪府の照会目的は、手元に資料がないためこの場でお答えできません。後日、委員会に対してその目的をお伝えします。

（委員）

15 ある協働の形態のうち最多は「協定」となっています。共催でもなく委託でもない。協定の位置

づけを教えてください。また、このデータは公開するのですか。

（事務局）

「協定」の具体例は、資料に別記している通りですが、一例をあげますと、包括連携協定のような、1つの事業ではなく、多くは株式会社になるが、市と事業者がその連携の枠組みをあらかじめ設定するようなものであったり、様々なものがあります。

なお、協働の取組状況調査結果は後日、市ホームページで公開予定です。

（会長）

この協働の取組状況調査結果は完成版ですか。また、公開方法は市ホームページですか。

（事務局）

一部、誤植があるため修正し市ホームページで公開します。

案件3 その他

（会長）

案件3 その他について事務局から説明して下さい。

（事務局）

資料として「校区別データベース」をご覧くださいます。

説明は担当課の地域連携課により行います。

～校区別データベースの説明～

（会長）

報告案件ではありますが、ご質問等があれば承ります。

（委員）

ようやく公開となりましたが、このデータの更新については、どのように取り扱うのですか。

（事務局）

原則、年1回としますが、必要に応じて更新頻度は変えていく予定です。

（委員）

例えば、役員の変更等も考えられることから、適宜、変更することが重要と考えます。

なお、校区別データベースが新たに公開されること、また、更新されるときも、しっかりと広報する

よう要望します。

（委員）

地域の核となる小学校の状況データ、例えば、地域連携の拠点やコミュニティスクールの設置状況などは掲載しないのですか。

（事務局）

まずは、本日お示ししている項目で公開しますが、必要となる項目は順次追加する予定です。

（委員）

情報の管理はどこが担われますか。

（事務局）

市役所が管理する共通のデータベースに各項目を所管する課が、その都度データを更新する運用となります。

（委員）

本日の委員会資料の送付方法ですが、大容量ファイルを送信するためにダウンロード URL が委員あてにメールで送信され、その後、ファイルを展開するためのパスワードが再送信されています。この方法は公的な情報セキュリティの考え方として、2020 年に総務省が注意喚起された方法であることから、別の方法による資料送付を検討してください。

（事務局）

いただいた情報及び意見について検討します。

（委員）

全てではないですが、内容により紙ベースの資料を提供してほしい。

（事務局）

委員のご要望については、必要に応じて個別対応します。

（委員）

学校の探究活動において、社会課題を見つけるための基礎データとなり得るため、学校にも積極的に活用していただくことにより、次世代の担い手づくりにつながると考えます。

（事務局）

学校がデータを活用するという視点がありませんでした。貴重なご意見ありがとうございます。

（会長）

データの提供に加え、活動を促進するための具体的な活用方法がありますか。

（事務局）

今のところ、具体的な活用方法を想定していませんが、地域や関係者のご意見などを踏まえ検討します。

（委員）

大阪市では同様のデータ提供について地域活動協議会の形成に役立てることを目的としています。豊中市でもデータについて常にアップデートしていくよう要望します。

（事務局）

現在、地域自治組織の形成にあたり「地域の大会議」を開催しており、その会議において、同様のデータをお示しし、参加者に地域のニーズをキャッチしていただき、議論を進めていただいているところです。

（委員）

私が所属している中間支援組織では数字の読み解き方について、団体に対して専門家を招いて講座を開催しています。

（委員）

例えば高齢者単身世帯数等が校区別データベースに示されており、このデータは地域での防災計画等には非常に有用であります。一方でこれらのデータを高齢者に対し悪用されることも懸念されます。こういったことを踏まえたうえで、運用をお願いします。

（事務局）

いただいご意見を参考とさせていただきます。

（会長）

その他、事務局からお知らせ等があればお願いします。

（事務局）

市民公益活動支援センター受託団体選定部会で議論し、書面開催による「第 2 回市民公益活動推進委員会」で表決された市民公益活動支援センターの募集について、7 月 24 日付で参加表明を締め切りましたことをここにお知らせいたします。

（委員）

書面で開催された「第 2 回市民公益活動推進委員会」での表決結果を委員会に知らされていなかった。正式に募集をかけていることから、書面開催による委員会です承されたものと解されますが、そ

の内容については、委員会に正式にお知らせすべきであった。今後、このようなことのないようお願いします。

（事務局）

大変申し訳ありません。委員からのご指摘は当然であり、事務局として、このようなことが無いよう、今後の委員会運営に努めてまいります。

（委員）

少し戻りますが、校區別データベースについてお尋ねします。

豊中市では校区再編によりエリアが変化していますが、今後も、これをベースにデータベースを構築するのでしょうか。

（事務局）

これまで同様、旧小学校の単位で取り扱ってまいります。

（委員）

データ上では14歳以下の減少が顕著です。校区再編を考えると、小学校区単位で取り扱うことが難しくなってくると感じますが、一方で、調査単位を変化させることにより、過去データとの比較が難しいとも思われます。これについて、市はどのように考えていますか。

（事務局）

現時点では、校区再編による調査エリアの変更は考えていません。旧校区単位を維持する考えです。

（委員）

特殊詐欺発生件数の全国都道府県のワースト上位に大阪府が入っており、府内状況を見ると豊中市が上位に入っている。このことから、協働の取組においては、特殊詐欺対策の視点も取り入れるようお願いします。

（委員）

校區別データベースについては、豊中市に転入を希望される方に対してお示しすることが大切であると考えます。また、私自身はこども食堂を運営していますが、その運営にも役立つものと思います。

市民意識調査などは、一般の市民にとっては少し固い内容となっていますが、一方では、地域の夏祭りなどのイベント情報は有用であると感じました。

また、校區別データベースの項目順も工夫していただければと思います。

（委員）

校區別データベースのアクセス方法を教えてください。

(事務局)

市ホームページのトヨナカダッシュボード上でご覧いただく予定です。

(会長)

これをもちまして、「令和 7 年度 第 3 回市民公益活動推進委員会」を閉会いたします。

閉会